

里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金

★ 事業の概要

里山林は、居住地近くに広がり、薪炭用材の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民に継続的に利用されることにより、維持管理されてきました。

しかし、このような里山林は、昭和30年代の石油・ガスなどの化石燃料の普及、化学肥料の普及等により地域住民との関係が希薄になり、侵入竹などによる荒廃が進んでいます。

そこで、とちぎ環境・みどり推進機構では、林野庁の助成制度を活用して、地域住民、森林所有者、自伐林家等が連携して行う、里山林の保安全管理や森林資源を利用するための活動に支援を行っています。

メインメニュー

※ 支援の単価割合は、概ね、国費(3/4)+県費(1/8)+市町費(1/8)

地域活動型

森林資源利用

【活動前】



【活動後】



地域住民等が連携し森林資源を活用する活動

初年度 **160**千円/ha
2年目 154千円/ha
3年目 148千円/ha

竹林資源利用

【活動前】



【活動後】



地域住民等が連携し竹林資源を活用する活動

初年度 **442**千円/ha
2年目 404千円/ha
3年目 368千円/ha

複業実践型



本格的に森林資源を活用する活動

初年度 **253**千円/ha
2年目 234千円/ha
3年目 216千円/ha

※安全装具の購入費用は別途定額支給

森林機能強化タイプ

路網の作設・補修・機能強化等 **1**千円/m

関係人口創出・維持タイプ

地域外関係者の受け入れ等を支援 **66**千円/年



サイドメニュー

資機材の購入・設置

活動に必要な資機材の購入・整備

1/2を支援する資機材

刈払機、チェーンソー、丸鋸、ウインチ、軽架線、チップパー、わな、苗木、電気柵・土留め柵等構築物の資材、あずまや(休憩や作業を行うための簡易建屋)、資機材保管庫、移動式の簡易なトイレ、携帯型GPS機器、設置費等(汎用性のある物品等は対象外)

1/3を支援する資機材

林内作業車、薪割機、薪ストーブ、炭焼き小屋、簡易製材機

賃借料の1/3を支援する資機材

移動式の簡易なトイレ(関係人口創出・維持タイプに限る)

★ 活動組織への支援内容

支援の上限額: 500万円(国費)

事業名と対象となる内容	単 価		
	1年目	2年目	3年目 (以降)
活動推進費 (単位: 円/年)			
活動計画の詳細検討及びそのための境界調査、林況調査、会議等	50,000	50,000	50,000
地域活動型「里山林の森林資源を活用するための活動」 (単位: 円/ha)			
雑草木の刈払い・集積・搬出・処理、落ち葉掻き、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出・処理、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留めの設置・改修、木質バイオマス・炭焼き・きのこ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・処理、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等	160,000	154,000	148,000
地域活動型「竹林の森林資源を活用するための活動」 (単位: 円/ha)			
竹・雑草木の刈払い・伐採・集積・搬出・処理、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等	442,000	404,000	368,000
複業実践型「本格的に森林資源を活用するための活動」 (単位: 円/ha)			
間伐木の伐採・搬出・処理、雑草木の刈払い・集積・搬出・処理、落ち葉掻き、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出・風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留めの設置・改修、木質バイオマス・炭焼き・きのこ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・処理、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等	253,000	234,000	216,000
森林機能強化 メインメニューとセットで実施 (単位: 円/m)			
歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修及びこれらの実施前後に必要な森林調査・見回り	1,000	1,000	1,000
関係人口創出・維持 メインメニューとセットで実施 (単位: 円/回)			
地域外関係者(※)との活動内容の調整、地域外関係者受入れのための環境整備(アクセス道の整備(刈払い)、「立入禁止」等看板等の設置、安全用具、事務用品)、これらの活動に必要な森林調査・見回り、損害保険等 ※「地域外関係者」は、活動を実施する対象森林の所在する昭和25年2月1日における市町村の区域以外に居住する者とする。	66,000	66,000	66,000
1) 地域活動型(森林資源活用)、地域活動型(竹林資源活用)及び複業実践型の同一年度の同一箇所での重複適用は認められません。 2) 1活動組織あたり、年度ごとに500万円(国交付金)を上限として支援し、同じ場所では原則3年間活動することが条件となります。 3) 事業実施期間及び完了後10年間は、対象森林の他の用途への転用や、皆伐に対し制限を受けます。			

★ 支援を受けるための要件は？

里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金を活用した取組を行うために、以下の条件を満たす活動組織

活動組織

活動組織の構成員は、地域住民、森林所有者等地域の実情に応じた方(3名以上)で構成してください。地域の自治会、NPO法人、森林組合等が単独で実施、又は1構成員となることも可能です。なお、活動組織としての規約の作成や区分経理が必要となります。

- ★ 会費徴収等により財政基盤が確立され、自立的な活動が可能なこと
- ★ 安全講習会を実施すること ★ 傷害保険に加入すること
- ★ 3年間の活動計画を策定し、活動結果のモニタリングを実施すること
- ★ 森林所有者と国及び県実施要領に基づく協定を締結すること
- ★ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向けチェックシート」を作成すること
- ★ 「環境負荷低減のチェックシート」について、各取組を実施期間中に実施する旨チェックし提出すること

対象森林

本交付金の対象となる森林は、活動を行う時点において、森林経営計画が策定されていない0.1ha以上の森林です。

活動区域

地域住民による里山林の保全、利用を支援することが本事業の目的であり、原則として活動組織は、対象森林と同一都道府県内にいる必要があります。

活動計画書

活動組織名、所在地、取組の背景及び概要、3年間の活動計画(原則として過去に策定した活動計画書に位置付けられていない森林とする。)、年度別の取組内容、計画図、委託内容等を記載した計画書を作成する必要があります。(計画書の作成は交付金の支援対象とはなりません。)

★ 申請の手続きは？

